

# 令和5年度千葉港コンテナターミナル 利用助成制度のご案内

千葉県では、千葉港コンテナターミナルにおける集貨を促進し、  
更なる利用拡大を図るため、  
千葉港コンテナターミナルを利用して  
輸出入を行った荷主の皆様を対象に、  
利用助成制度を実施しています。  
ぜひ、本制度をご活用いただき、  
千葉港をご利用ください。

<補助対象期間>

令和5年1月1日から12月31日まで

## CHIBA PORT

<補助対象者>

千葉港千葉中央ふ頭コンテナターミナルを利用して輸出入を行った荷主のうち、次に掲げる項目をすべて満たす者

- (1) 国内に事業所を有している者であること。
- (2) 補助対象期間におけるコンテナ貨物取扱量の合計が20TEU以上であること。
- (3) 補助対象期間におけるコンテナ貨物取扱量の合計が、前年の取扱量を10TEU以上上回っていること。  
(継続利用のみ)

※取扱量はTEUを単位として算定するものとし、1FEUは2TEUとして算定します。

※空コンテナを除きます。

※前年とは、令和4年1月1日から12月31日までを指します。

<補助額>

前年のコンテナ貨物取扱量に対する増加分1TEUにつき6,000円補助します。

※1申請者当たり400万円を上限とします。

※全補助申請者の補助金請求合計額が予算額を超える場合は、按分して交付します。

<交付申請書の提出期限>

令和5年12月15日(金)まで

<制度の詳細・様式等について>

下記URL及び裏面をご覧ください。

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kouwan/news/container2.html>



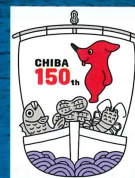
<書類提出先・問い合わせ先>

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県県土整備部港湾課 港湾振興室

電話 : 043-223-3835

メール : kousin2@mz.pref.chiba.lg.jp



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん